

容リ協における PETボトルリサイクルの役割と課題

於：

地球環境戦略研究機関(IGES)

10/5 オンライン開催

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

2021.10.5

目次

1. 容リ協の役割

2. 現状と課題

容リ協の役割

容リ法に基づく、特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する諸事業の実施を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること



**再商品化実施
および
再商品化基盤の維持・活性化**

容リ協の主な活動内容

1. 再生処理事業者管理:

- 登録審査（人・設備・財政）、
- 操業確認（法令遵守、現地検査など）

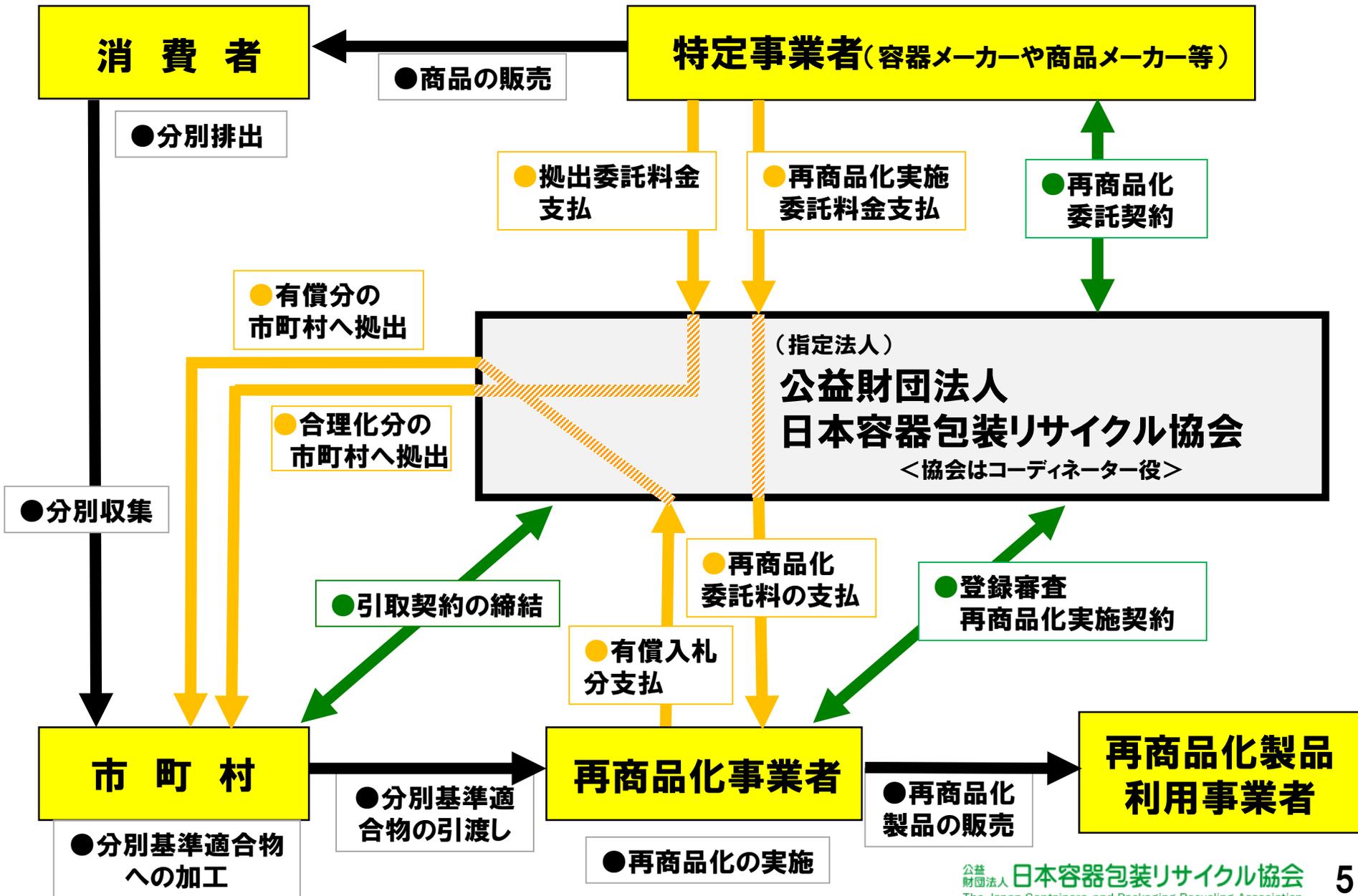
2. 厳正な一般競争入札による公平公正なマッチング

3. 市町村からの確実な引き取り（引取辞退対応含む）

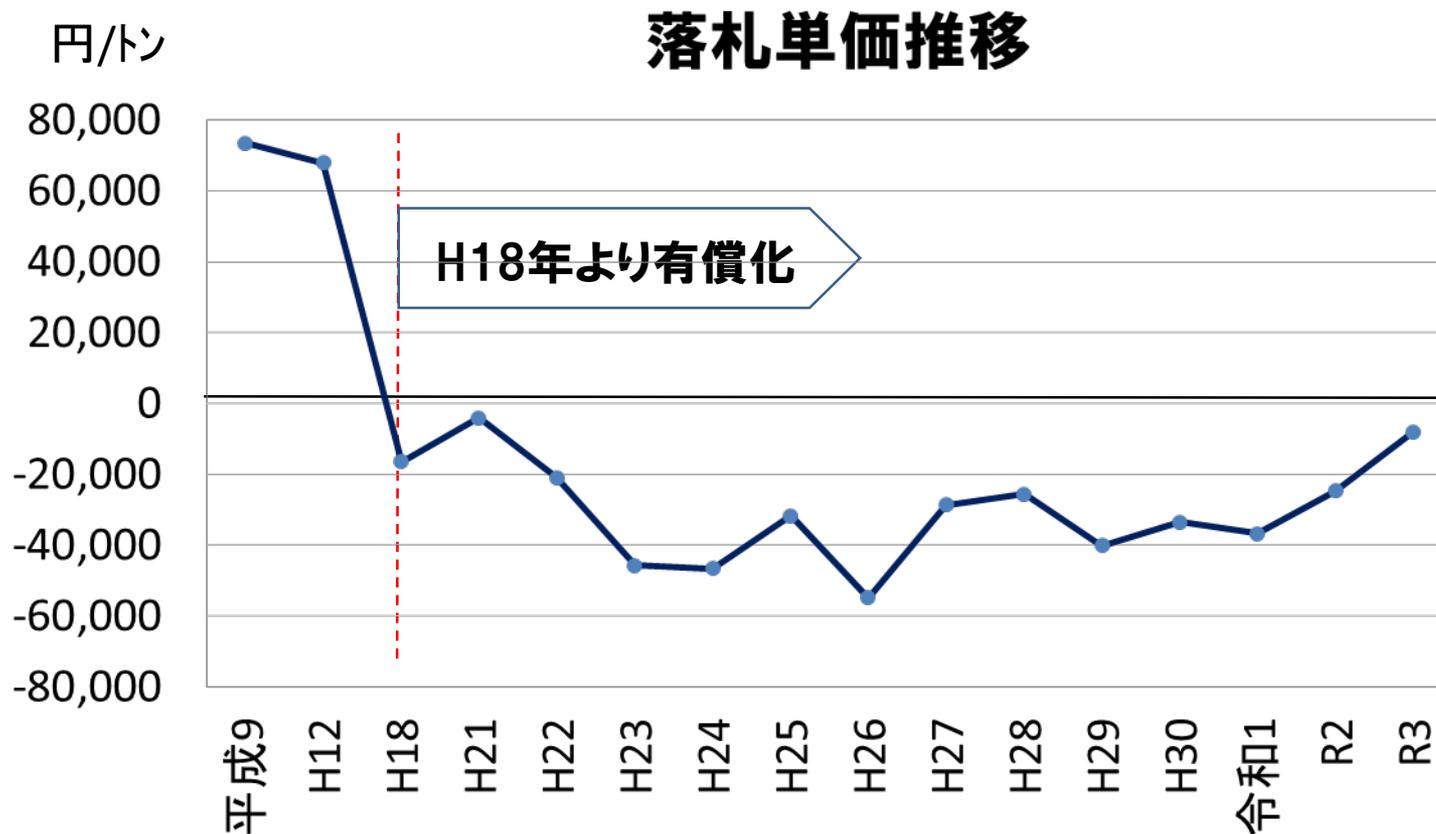
4. 再商品化管理:引取～販売の月次確認

5. 情報公開

再商品化事業スキーム



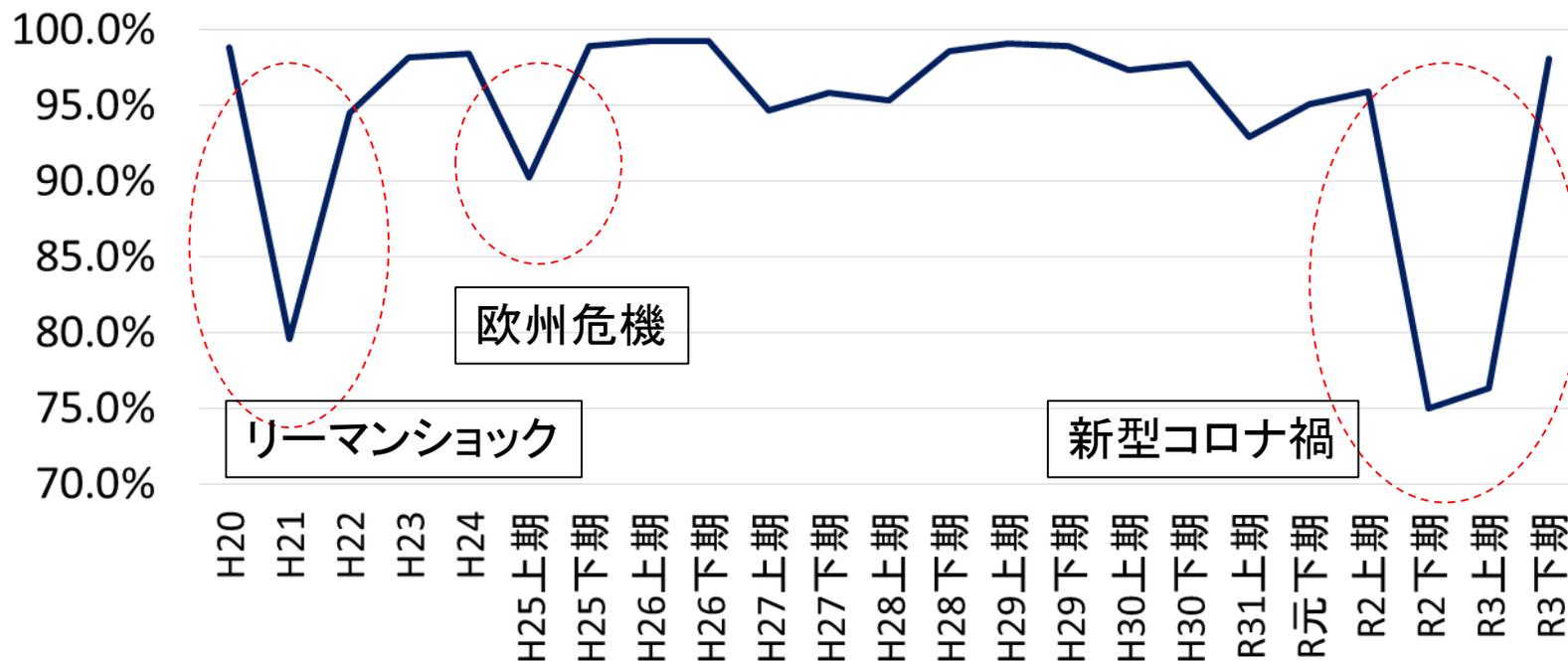
容り法施行後の変化① 落札単価



容り法開始の平成9年より逆有償落札単価であったが、平成18年より有償化継続

容リ法施行後の変化② 有償比率

有償比率推移

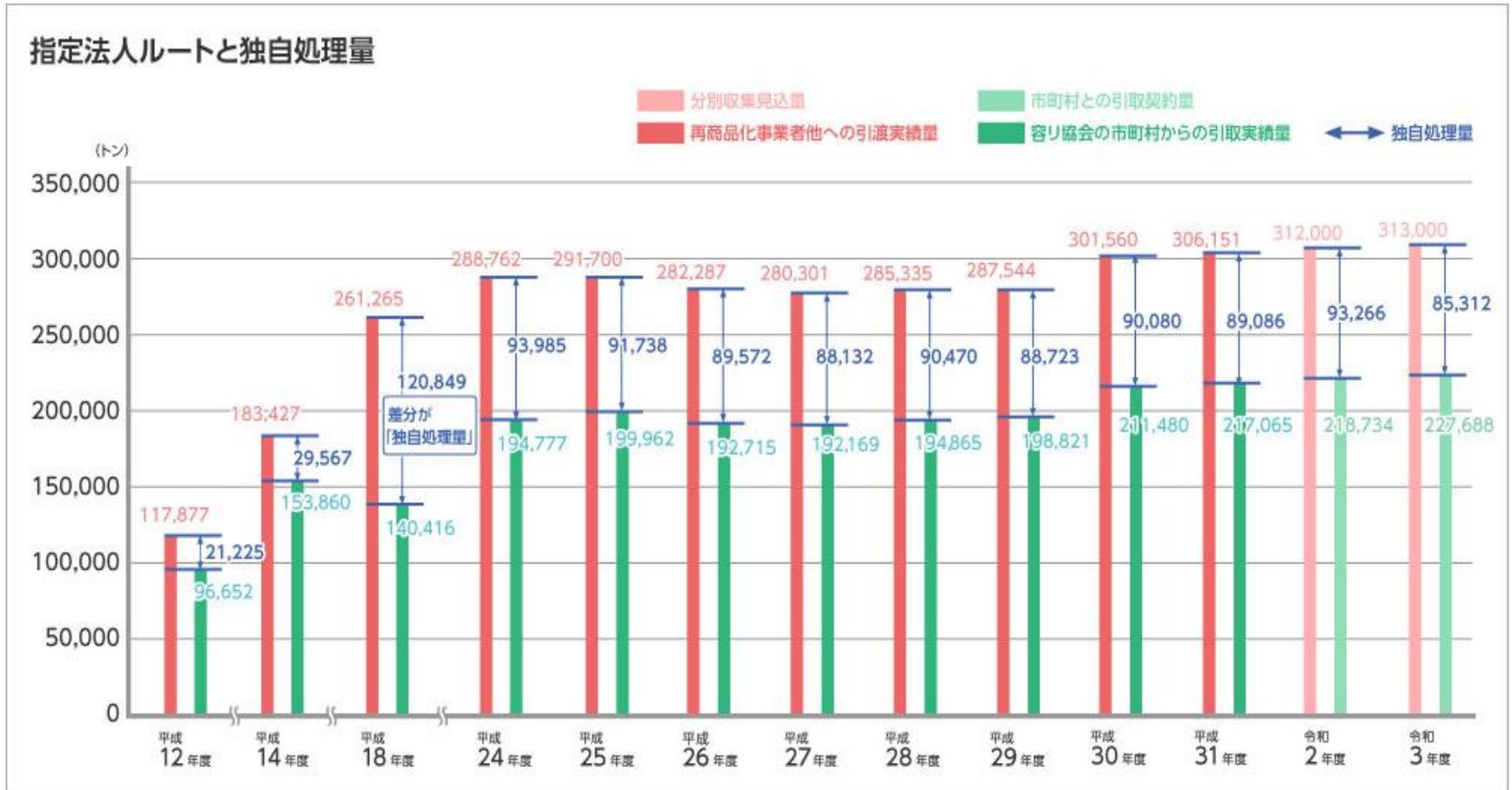


社会経済危機下での課題

再商品化製品販売減 ⇒ 再生処理事業者の経営悪化
 ⇒ 有償比率低下、引取辞退発生、有償落札分の支払困難

課題 ①

市町村による独自処理量が約30%



容器包装リサイクル法に基づき

- 「分別基準適合物は指定法人に引き渡す必要がある」
⇒ 容リ法の基本方針(=精神)
- 「市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合」:
下記3点が必要
 - ① 再商品化施設の処理能力の把握
 - ② 分別収集された容器包装廃棄物が適正に処理されていることを確認
 - ③ 容器包装廃棄物の処理状況等の住民への情報提供が必要⇒ 法律の範囲内

独自処理は法律の範囲内だが、各市町村による①～③の実施は
非効率(社会コスト増) ⇒ 容リ協にて効率的に一元管理
⇒ 市町村に指定法人への引き渡しを依頼

容リルート利用のメリット

1. 効率的な再商品化の一元管理

(①再生処理事業者管理、②再商品化管理、③情報公開)

⇒ 各市町村の費用抑制 (社会コスト抑制)

2. リサイクル基盤維持

(社会経済危機などリサイクル基盤を揺るがす状況下の引取継続)

⇒ 市町村からの引き渡し滞りのリスク無し

3. 逆有償時の市町村負担無し

⇒ 市町村財政への影響小

(独自処理の場合は市町村負担)

課題 ②

異物混入による再生処理事業者での各トラブル

1. ガラス:利用製品への品質問題

(長繊維糸切れ、ボトル成型不良、シート外観不良)

⇒ 回収方法の変更(混合収集から単独収集へ)

2. リチウムイオン電池:発火事故

3. 危険異物(禁忌品):ケガ

4. ゴム・シリコン・PVC・ナイロンなど

:利用製品への品質問題(外観不良・染色不良)

⇒ 市民啓発

以上